

富河総発第5-21号
令和2年5月29日

山梨県総務部市町村課長 殿

富士河口湖町長 渡辺喜久男



感染拡大予防ガイドラインについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染拡大防止対策として休業等の協力要請の対象となっている施設について、別添のとおり、感染予防ガイドラインを作成したので提出します。

(添付書類一覧)

- 1 富士河口湖町公共施設 感染拡大予防ガイドライン
- 2 チェックリスト
- 3 施設一覧

富士河口湖町 総務課 土屋

Tel 0555-72-1112

E-mail noboru-t@town.fujikawaguchiko.lg.jp